

政令第七十六号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条
第二号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部
を次のように改正する。

第三条第四号中「第一四号、第一六号」を「第一三号の二から第一六号まで」に改める。

別表第一〇号の次に次の一号を加える。

一〇	関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手続）の規定による入港届の提
の二	出

別表第一三号の次に次の一号を加える。

一三	関税法第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による貨物の積卸の許
の二	可の申請（次号に掲げる申請に併せて行われるものに限る。）

別表第一四号及び第一五号を次のように改める。

一四	関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定による許可の申請
一五	関税法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）

別表第二二号の次に次の一号を加える。

二二 の二	関税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告
----------	---

附 則

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。